### 日本共產党 島根県議会議員

## 尾村としなり

## 活動ニュース

**尾村としなり事務所** 松江市西茶町105-8 電話:0852-20-2855 FAX:0852-20-2866 http://www.omura-toshinari.com/ E-mail info@omura-toshinari.com

# 

国のエネルギー計画の問題点と島根原発3号機の危険性、立地自治体並み安全協定・・・(6月県議会より)

### 住民の声、願いを届けて追及!

多くの県民は、島根原発の稼働を望んでいません。日本共産党県議 団は命を脅かす政治を許さず、くらしと命を守る県政の実現に全力を 尽くしています。(裏面に西日本豪雨災害などでの取り組みを紹介)

くらしと命を 守る議席として



### 原発ゼロの島根を求めて

島根原発2号機の再稼働は もとより、3号機の新規稼働 など論外です。

5月18日、党松江市議団 らとともに、県に対し「原発 ゼロ」を決断するよう要請し ました。



### カジノ実施法の強行ゆるせない

安倍政権の災害 対応よりもカジノ 解禁優先の姿勢は 絶対に許せません。 アベ退陣へ力を あわせましょう。



### しまね総がかり 集会であいさつ

6月19日、松江駅 前での安倍政権退陣を 求める集会で党を代表 して連帯あいさつ。



### 核兵器はいらない 国民平和大行進

7月23日、国民平 和行進で県庁を表敬 訪問したみなさんと 「核兵器のない世界」 を誓い合いました。



# 原発ゼ 福祉最優先 とも に 政治を動か



島根原発3号機の審査申 請の事前了解を了承しない ことを求めた住民団体の議 会請願に同席しました。

(6月19日)



医療・介護現場の大幅増員 や夜勤改善を求めるナース ウェーブ集会(県医労連主 催)に参加し、激励しました。 (5月11日)

### 原発ゼロの会のシンポで情勢報告

6月24日、原発ゼロを めざす島根の会の「市民の 声を集めるシンポジウム」 (松江市)で、島根原発3 号機をめぐる情勢を報告。



### 現場を必ず調査 住民の願いに寄り添って

6月8日、八東町の住民の みなさんとともに、八東町内 の道路危険箇所を調査。

同行した県の担当者に改 善を求めました。



2018年8月号外 発行:日本共産党島根県委員会 尾村としなりの活動についてお知らせします。お困りごとなどがありましたらご連絡ください。

市民+野党の共闘ひろげ

松江からア

政治を変える

## 4月の県西部地震に続き、7月の西日本豪雨でも

# 金剛ツアクラス被災者生活再建支援制度を実現

西日本豪雨で被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げます。日本共産党は、災害直後から現地に入り、被災者 や自治体関係者から様々なご要望を伺ってきました。引き続き、一日も早い被災者の生活再建に全力を尽くします。

### 被災者の生活再建支援求め、県へ緊急申し入れ

日本共産党は、被災地や避難 所で寄せられた要望を踏まえ、 7月11日、島根県に対し、被 災者の生活再建支援、防災・減 災事業の強化など23項目を 要請しました。(下記参照)

要請が実り、床上・床下浸水 などへの支援金の支給や住宅 再建や農業への支援が実現。

全国トップクラスの被災者 生活支援制度となりました。



県へ要請する(左から)森川佳英、多田伸治の両江津市議、尾村利成、 大国陽介の両県議、山口節雄・川本町議、中原保彦・美郷町議、川西 明徳・奥出雲町議=7月11日、県庁

### 【県への要請内容(主なもの)】

- ① 被災自治体が「激甚災害」に指定されるよう国に強く働きかけること。
- ② 住家の被害については、外見による認定だけでなく、被災者の訴えを反映した、住まいと しての機能に着目した認定を行うこと。罹災(りさい)証明の発行、被害認定の職員確保 については万全を期すこと。
- ③ 床上浸水や床下浸水への支援金制度を創設するなど、県の被災者生活再建支援制度の拡充 を図ること。
- ④ 被災自治体の要望を十分に踏まえ、今年4月の県西部地震の被害対策のように迅速に検討 し、対応すること。
- ⑤ 被災した農家や事業者の設備・機械、商店・商店街などの再建に必要な直接支援を行うこ と。(住家や店舗改修への県産木材を使用した際の助成や、4月の県西部地震時に創設し た「小売店等持続化支援事業」の直接助成など)
- ⑥ 河川や道路などの災害復旧にあたって、関係住民の要望や意見をよく聞き、単なる復旧で はなく、災害防止の観点から「改良復旧」を基本とすること。

### 県が支援制度を拡充しました

島根県は7月20日、西日本豪雨の被災地支援のため、浸水などがあっ た住宅再建の支援対象を半壊と一部損壊に拡大。県内産木材や石州瓦を使 用した住宅再建にも助成するほか、農業や中小企業に対する直接支援の実 施も決めました。(主な事業を下記に掲載)

住宅再建の支援対象を半壊 と一部損壊に拡大	・半壊(損害基準判定 20~40%) 1 0 0 万円 ・一部損壊(同 10~20%) 4 0 万円
県内産木材を使用した住宅 再建支援	<ul><li>・新築、購入 30万円</li><li>・増改築 15万円</li><li>・修繕、外構工事 10万円</li></ul>
石州瓦を使用した住宅再建 支援	・新築 7万円 ・葺替 5万円
農業用施設や機械の復旧経 費支援	農業用の施設や機械の復旧に要する経費を市 町村とともに支援。
農業者が復旧に必要な資金 を借入れた場合の利子補給	<ul><li>*当初3年間は融資利率0%</li><li>【施設等資金の場合】</li><li>・個人 1500万円</li><li>・法人等 3000万円</li></ul>
小売店の修理など支援	施設修繕費、仮店舗の家賃、広告宣伝費など 上限100万円 (被害が大規模なものには200万円)
廃業を防止するための事業 継承支援	新商品開発、販路開拓、人材育成に要する経 費など上限300万円
被災児童・生徒の支援	・教科書等図書費、学用品の支援 ・授業料の減免 ・入学検定料、入学料の免除 など